



広報こざがわ

2012 No.121

1月号

町民の絆と災害に強い町づくりの推進

新年あけましておめでとうございます。皆様には今年の新春はそれぞれの思いを持って迎えられる事だと思います。

昨年、東日本では3月11日、地震と津波による未曾有の大被害、古座川町では9月4日未明、台風12号による大水害に見舞われ、かつてないほどの甚大な被害を受けました。

住家の床上浸水449戸、床下浸水117戸、非住家住宅・公共施設等を入れると698戸の建物及び93の事業所が被害を受けました。

被災直後から全職員が全力を挙げて復旧に取り組みました。災害ゴミの処理、被害状況調査、罹災家屋調査、消毒薬の配付、被災者の健康ケアなど初期の2週間は不眠不休の対応でした。

災害復旧に取り組む中で最もありがたかったのは、各地から災害復旧の応援に駆けつけていただいた他市町村の職員、民間ボランティアの協力でした。

特に、古座川町内で被災しなかった地域の方々が次の日からボランティアとしてゴミ出しや後片付けに被災者同様に懸命に取り組んでいただいたことは、古座川町民としての絆と連帯感を強く感じました。被災された皆様には、十分な復旧でないまま新年を迎えられた方も多いと思いますが、1日も早い復旧を目指し職員一同力を合わせて取り組みます。

未曾有の大水害を経験して、今後古座川町として取り組まなければならないことは、災害に強い町づくりです。

近いうちに起きるといわれている東海・東南海・南海地震が同時発生した時の津波被害、近年特に多いゲリラ豪雨による大洪水被害などの災害に備えた町づくりに取り組みしていきます。洪水ハザードマップの作成や安全な避難場所の確保、災害対策関連備品の整備、自主防災組織づくりを進め防災訓練の実施などにより災害に対する住民の意識の高揚に努めます。

台風12号災害で得られた心の絆を大切に育み、災害に強い安心して住める古座川町づくりに皆様と一緒に取り組む年にしたいと考えています。

今年1年、皆様にとって良い年となることをお祈りして新春のご挨拶といたします。



古座川町長 武田 丈夫

東京で トップセールス

元気にする〜」が東京国際フォーラムで開催され、町長をはじめ、町職員2名が、観光PR及び物産販売を行いました。

11月5日、6日の2日間、町長をはじめ、町職員2名、古座川町観光協会から1名、古座川「水のまちづくり」推進協議会から1名が東京の玉川大学コスモス祭（学園祭）で、物産販売を行いました。



古座川町をPRする町長

町内産のユズ製品、乾燥シイタケ、ブルーベリージャムなどの販売やパンフレットを配り、観光PRを行いました。

また、12月3日、4日の2日間、全国町村会主催のイベント「町イチ！村イチ！2011」町村から日本を



ユズ製品の物産販売

このイベントは、全国の町村が一堂に会し、それぞれが持っている物産や観光資源などの「いち押し之宝」を首都圏にPRすることを目的とし開催されました。古座川町の魅力をより多くの人たちに知ってもらおうことで、古座川町のファンを増やし、物産の販売促進や観光等交流人口の拡大などによる地域活性化につなげていきたいと考えています。

【産業振興課】

平常時及び災害時要援護者 台帳登録のお願い

古座川町では、災害が発生し避難が必要なときなどに何らかの支援や介助が必要な方たちを把握し、地域全体で支援するための制度を整備しています。

町民からの申請に基づき、援護の必要性を把握し台帳を作成します。

これらの台帳は平常時の見守り活動や防災指導、災害時における安否確認等の支援に備えます。

今回は、11月に65歳以上の方がおられる世帯、障害

者手帳をお持ちの方がおられる世帯に申請書と調査票を送付しています。まだ提出されていない方は、ご協力をお願いいたします。

※平成23年1月31日現在で75歳以上の方、職員の訪問等によりすでに登録していただいた方は、今回は登録の必要はありません。（一部未登録の方には送付していません）。

【住民福祉課】

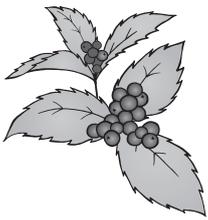


福祉医療費を受給されている皆様へ

「ご存じですか食事療養費の払い戻し」

古座川町では、重度心身障害児者医療、県老人医療（まる老）、乳幼児医療、ひとり親家庭医療を受給されている方に対して、医療費とは別に入院時食事療養費の支給も行っています。医療機関に入院したときに食事療養費を支払った場合は、払い戻しができます

【住民福祉課】



人権擁護委員に 和平勝至さんが就任

平成23年10月1日より、和平勝至さんが古座川町人権擁護委員に就任されました。

人権擁護委員とは人権の擁護・啓発・教育活動を行う委員で日頃は人権相談、街頭啓発等の活動をされています。

このたび就任された和平さんを含め、古座川町では左記の3名の委員で構成されています。

古座川町人権擁護委員（平成23年10月1日現在、50音順）

伊藤 恵美子	中家 琢博	和平 勝至
--------	-------	-------

【住民福祉課】



**景観支障防止条例が
施行されます**

和歌山県条例「建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（通称：景観支障防止条例）」が平成24年1月1日に施行されます。

この条例は、著しく劣悪な景観により県民の生活環境が阻害されることを防止するため、建築物等が廃墟化し景観上支障となることを禁止し、そのような廃墟については、周辺住民からの要請をもって除去などの措置を行わせることが可能とすることが定められています。

景観支障防止条例の主な内容

○廃墟にさせないための最低限の規範
○周辺住民からの要請に基づく命令

建築物所有者等の責務

建築物について、周辺の良好な景観に支障となる廃墟とならないうよう維持保全に努めなければなりません。

建築物等の状態規定

建築物等が特に著しい破損、腐食等が生じており周辺の良好な景観と著しく不調和な状態（景観支障状態）となることを禁止します。

← 周辺住民からの要請

← 除去などの勧告

← 除去などの命令

← 命令に従わない場合

← 行政代執行も可能

問い合わせ先

県庁 都市政策課

073-441-3231

【建設課・総務課】

**暴力団排除措置のための
協定を結びました**

平成24年1月1日から施行される「古座川町暴力団排除条例」では、

- ・暴力団を恐れない、協力しない、利用しない
 - ・暴力団排除の推進
 - ・町の契約事務における暴力団の排除
 - ・公の施設における暴力団の排除
 - ・町民等に対する支援
 - ・広報及び啓発の実施
- などについて定められています。

この条例の実効性を更に高めるため、町では平成23年11月2日に串本警察署との間で、「古座川町が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定」の締結を行いました。

この協定では、町の事務事業に暴力団が介入しないようにするため、必要な情報を提供することなどを定めています。

町の事務事業を遂行する上で非常に心強いものがあり、今後はこの連携を密にしながら、適切な情報交換を図っていきます。

【総務課】

納期限のお知らせ

平成24年

1月31日は

- 町県民税(第4期)
- 後期高齢者医療保険料(第7期)
- 介護保険料(第10期)
- 国民健康保険税(第7期)の納期限です。

2月29日は

- 後期高齢者医療保険料(第8期)
- 介護保険料(第11期)
- 国民健康保険税(第8期)の納期限です。

※ 納期限を過ぎると、督促手数料や延滞金が加算されます。

※ 納付書等を紛失された場合や、口座振替を始めたい場合はお申し出ください。

【財政課】

チャイルドシート購入費の一部を補助します

古座川町では少子化対策の一環として、町内の6歳未満の児童が使用するチャイルドシート購入費の一部を補助しています。

対象者は児童を養育する者で、補助金の額は10,000円を限度とし、児童

1人につき1回限り交付いたします（購入価格が10,000円未満の場合はその購入金額となります）。チャイルドシート購入の際には是非ご利用ください。

【住民福祉課】



協定の締結

所得税の確定申告のお知らせ

確定申告受付は2月16日（木）から3月15日（木）までです。

なお、古座川町内における新宮税務署の確定申告相談は左記のとおりです。

	サラリーマンや年金受給者のための還付申告相談	所得税・消費税の確定申告相談
日時	平成24年2月8日(水)	平成24年2月21日(火)
	午前 9時30分～12時15分 午後 1時00分～3時00分	
場所	古座川町中央公民館	

ご来場の際には、送付しました確定申告書類、または確定申告の「お知らせがき」、及び前年分の申告書の控え、源泉徴収票（給与・年金収入のある場合）、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具、印鑑、電卓、眼鏡等を必ずご持参ください。

※注意事項

①土地・建物・株式等を売却された所得、山林所得、贈与税や相続税に関するアドバイスは行っておりません。

②受付は、混雑状況等により早めに締め切らせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ先

新宮税務署個人課税部門
0735-22-5261（代表）

役場 財政課

職員紹介

産業振興課に勤務している細井でございます。

古座高校を卒業後、古座川町に勤務させていただいて早10年。

主に、観光、山村振興対策事業を担当しています。

12月には、東京で開催された町と村が取り組む地域おこしの物産イベント「町イチ！村イチ！2011」に町村から日本を元気にする」に参加し、観光PRや

七川診療所で看護師として勤務している片桐真弓です。

平成14年9月に採用され、七川診療所に勤務して10年目になります。

地域の方々に親しんでもらい身近な存在であるよう努力したいです。

町内産のユズ製品、乾燥シイタケ、ブルーベリージャムなどの物産販売を行いました。

特産品の販売や観光PR活動を通して古座川町の魅力を発信し、販路拡大、普及宣伝に積極的に取り組み、地域活性化につなげていきたいと考えています。どうぞよろしくお願い致します。

最近新しい検査機械も入り毎日が勉強です。

地域の皆様がより安心して生活していけるよう診療所スタッフみんなで頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。



片桐 真弓



細井 孝哲